

認知症介護研修 Q&A

Q1. 【4】管理者研修を受講したいが、【1】実践者研修を受講していない。いつの管理者研修から受講できるか。

A1. 研修初日までに【1】実践者研修を修了している（修了見込である）ことが申込要件になります。

Q2. 【5】計画作成担当者研修を受講したいが、【1】実践者研修を受講していない。いつの計画作成担当者研修から受講できるか。

A2. A1と同じ内容。但し【4】管理者研修を【5】計画作成担当者研修に置き換えてください。

Q3. 申込書に添付する要件に必要な書類の氏名が現在と異なる場合、どのように対応すればよいか。

A3. 氏名変更が記載されている公的書類等（公的に現在と当時の両方の氏名が明記されており、その変更がわかるもの）を添付してください。研修途中の変更も同様です。

【例】

- ・氏名変更が記載されている免許証の表裏両面の写し
- ・戸籍抄本の原本
- ・その他新旧の氏名が分かる公的書類等の写し

運転免許証の裏面に変更の記載があれば、運転免許証の両面の写し（A4用紙1枚にまとめたもの）又は戸籍抄本の原本等（戸籍抄本の写しは透かしが入るため、原本を提出してください。）

Q4. 申込書の認知症介護の実務経験欄に必要な期間が書ききれない。

A4. 様式1-④～5-④をお使いください。当方ホームページの認知症介護研修事業からダウンロードが可能です。

Q5. 受講辞退（キャンセル）の方法を教えてください。

A5. ホームページや留意事項に記載のとおり、申込前にプログラムや要件等を十分に確認の上、受講決定後の辞退等が無いようにお申込みください。

その上で、やむを得ず辞退される場合、必ず研修センターへ電話にてご連絡ください。受講辞退届の提出が必要となりますので、その手続きについてご案内します。

Q6. 特段の事情により職場実習が法人内で実施できない場合、どうすればよいか。

A6. やむを得ない事情で職場実習が法人内で実施できない場合は、必ず研修センターにご連絡ください。当方が認めた場合に限り、その他の法人で実施することができます。但し、実施するにあたって、現在の所属法人及び実習を行う法人、受講者本人等の合意が必要となり、その旨文面にて提出していただきます。※要押印。

Q7. 【1】実践者研修の申込みにおいて、介護福祉士を合格した者が登録中のため、資格を証明するものが提出できない。どうすればよいか。

A7. 認知症介護基礎研修を修了した者あるいは同等の能力を有する者の義務付け免除資格として、介護福祉士を受講する際に必要となる実務者研修や介護職員基礎研修も含まれるため、そのいずれか1つを提出することでこの要件を満たします。

詳しくは、【1】実践者研修の実施要項の3 定員・申込要件の〔対象者〕の表を参照のこと。

Q8. 修了証の再発行をしたい。その際に氏名も新しく変わった姓にしたい。

A8. 修了証の再発行については、研修最終日に伝えているとおり、修了証と同じ形式のものは発行いたしかねますので、簡易的なものになります。社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所で実施した認知症介護研修の修了証を再発行する場合は、兵庫県担当課で再発行手続きを行います。また紛失など無いようお願いしていることから、十分に探した上での連絡をお願いします。

再発行手続きには、1か月程度かかることがあります。

なお修了証の氏名の変更は一切応じかねます。

Q9. 受講不可になった理由を教えてください。

A9. 申込時に確認いただく留意事項の3.受講決定に選考基準等詳細内容はいかなる場合もお伝えしないことと記載しております。再度確認をお願いいたします。できるだけ多くの方に受講いただきたいと考えておりますが、状況により不可・補欠の選考となる場合がありますことをご容赦願います。

不可等の場合、お手数をおかけしますがよろしければ今後も他の回にお申込みください。

条件により市町の推薦状を付けることが出来る場合、受講を考慮する項目の一つとなりますので提出されることをお勧めします。なお留意事項2. 受講申込に、「申込提出物に不備があっても申込みを受付けることがあります。但し、選考の優先順位を下げる又は受講不可とする等の不利益を受けることがあります。提出の際は十分に確認してください。」とあります。お気をつけください。

Q10. 受講可否通知が送られてこない。

A10. 申込時に確認いただく留意事項の3. 受講決定に載せておりますとおり、受講可否については、研修センターから郵送する通知で確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
なお、研修センターへの申込締切日後2週間を過ぎても通知が届かない場合、連絡してください。但し当方の都合上、2週間以上遅れる場合、ホームページの最新NEWSに記載します。お手数をおかけしますが連絡前のご確認をお願いいたします。

Q11. 県外からの申込みは可能か。

A11. 可能です。但し地域特性のある研修でもあるため、自職場の所在地で実施している同研修を受講いただくことが望ましいです。
また実施要項に、「神戸市を除く兵庫県内の事業所を優先的に受講決定します。」との記載があることから、他府県等の申込者の優先順位は下がりますのでご了承ください。

以上